

境港市障がい児者プランの見直しについて

境港市障がい児者プランとは

障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」の3つから構成されており、障がいのある方が安心して地域で暮らせる共生社会の実現を目指す取り組みを進めていくための基本的な計画です。

境港市障がい児者プラン(期間:令和6年度～令和14年度)について

境港市障がい児者プランの中で、障害者計画は9年、障害福祉計画及び障害児福祉計画は3年ごとに見直しを行っており、令和5年度中に国の計画、指針等を踏まえ、各計画の見直しを行います。

境港市障がい児者プラン		H27 ～ H29	H30 ～ R2	R3 ～ R5	R6 ～ R8	R9 ～ R11	R12 ～ R14
	障害者計画部分 (障害者基本法)					第4期	
障害福祉計画部分 (総合支援法)		第4期	第5期	第6期	第7期		
障害児福祉計画部分 (児童福祉法)			第1期	第2期	第3期		

境港市障害者計画・・・境港市における障がい者の状況等を踏まえた障がい者施策に関する基本的な計画

境港市障害福祉計画・障害児福祉計画・・・障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や各年度にかかるサービス見込み量を定める。